

今泉地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、今泉地区まちづくり協議会と称し、事務局を今泉まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 地区の課題の把握や情報の発信
- (2) 地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 地区別行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- (4) 地区で行われる事業の協力
- (5) その他組織の目的達成のために必要な活動

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる団体等で構成する。

- (1) 町内会
- (2) 女性の会
- (3) 交通安全協会今泉分会
- (4) 福祉推進会
- (5) 民生委員児童委員協議会
- (6) 交通安全指導員
- (7) 子ども会世話人会
- (8) 消防第四分団
- (9) 消防第五分団
- (10) スポーツ推進委員

- (11) 男女共同参画推進員
- (12) 青少年指導委員会
- (13) わき水田宿川委員会
- (14) 市まちづくり地区班
- (15) 町内会自主防災会
- (16) 地域防災指導員
- (17) 市防災地区班
- (18) 地域安全推進員
- (19) 宇東川交番連絡協議会
- (20) 環境衛生自治推進協会
- (21) アマチュア無線非常通信協力会
- (22) お茶を愉しむ会
- (23) 運営委員会で選任された者

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部 長 8名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、運営委員会で選出し、総会で承認を得る。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 部長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたり、部会の協議内容や進捗状況について運営委員会に報告する。

(4) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。

(5) 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1期2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 部会

(部会)

第9条 本会に、地区において活動している団体等がより連携を行いより良い活動ができるよう、次の表の部会を置く。部会は、それぞれの右欄に掲げる団体等から構成される。

ただし、吉原第二中学校及び今泉小学校、吉原第二中学校PTA、今泉小学校PTA、いまいづみ幼稚園、第二保育園、吉原高校、保護司会については、従来どおり行事に協力していただき、必要な連絡会等には参加を要請する。

| 部 会 | 団 体 等 |
|-------|---|
| 防災部会 | 自主防災会、地域防災指導員、消防第四分団、消防第五分団、市防災地区班、民生委員児童委員協議会、アマチュア無線非常通信協力会 |
| 環境部会 | 環境衛生自治推進協会、わき水田宿川委員会、町内会 |
| 安全部会 | 交通安全協会今泉分会、交通安全指導員、地域安全推進員、宇東川交番連絡協議会、消防第四分団、消防第五分団、町内会 |
| 体育部会 | スポーツ推進委員、健康推進員、町内会、女性の会、子ども会世話人会、交通安全協会今泉分会、交通安全指導員 |
| 文化部会 | 男女共同参画推進員、町内会、女性の会、健康推進員、子ども会世話人会 |
| 青少年部会 | 子ども会世話人会、青少年指導委員会、町内会、女性の会、地域安全推進員 |

| | |
|------|--|
| 総務部会 | 町内会、市まちづくり地区班、女性の会、 交通安全協会今泉分会 |
| 福祉部会 | 福祉推進会、民生委員児童委員協議会、町内会、女性の会、 福祉活動実践者 |

- 2 部会に、部長1名、副部長1名を置く。
- 3 部会は、地区の課題等を協議し、解決に向けての推進を行う。
- 4 各部会の目的は次のとおりとする。
 - (1) 防災部会 地区の防災に関すること。
 - (2) 安全部会 地区の交通安全、防犯及び安心のまち今泉に関すること。
 - (3) 福祉部会 地区の福祉に関すること。
 - (4) 体育部会 地区の健康増進、体育祭及び駅伝に関すること。
 - (5) 文化部会 地区の文化向上、文化祭及び今泉分室に関すること。
 - (6) 青少年部会 地区の青少年の健全育成及び夏祭りに関すること。
 - (7) 環境部会 地区の環境及びわき水田宿川まつりに関すること。
 - (8) 総務部会 地区の情報発信及び善得寺まつりに関すること。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、構成団体等の代表者（本章において、以下「代表者」という。）及び運営委員をもって構成する。

(総会の機能)

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- (2) 地区まちづくり行動計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 規約の変更に関する事項
- (5) 運営委員会に委任する事項
- (6) その他の重要事項

(総会の開催)

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第13条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代表者の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表者は、書面をもって表決し、又は他の代表者を代理人として表決を委任できる。

2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その代表者は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表者の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 運営委員会

（運営委員会の構成）

第19条 運営委員会は次に掲げる団体等の代表等で構成する。

- (1) 町内会連合会
- (2) 女性の会
- (3) 交通安全協会今泉分会
- (4) 福祉推進会
- (5) 子ども会世話人会
- (6) 市まちづくり班
- (7) 防災部会
- (8) 安全部会
- (9) 福祉部会
- (10) 体育部会
- (11) 文化部会
- (12) 青少年部会
- (13) 環境部会
- (14) 総務部会
- (15) 顧問

（運営委員会の機能）

第20条 運営委員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(運営委員会の開催)

第21条 運営委員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 運営委員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(運営委員会の定足数)

第23条 運営委員会には、第14条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「運営委員会」と、「代表者」とあるのは「運営委員」と読み替えるものとする。

(顧問)

第24条 顧問は、会長が運営委員会の意見を聞いて委嘱する。

第6章 会計

(経費)

第25条 本会の経費は、会費、負担金、寄附金、補助金その他の収入をもって支弁する。

- 2 会費は、一世帯につき年額500円とする。

(事業計画及び予算)

第26条 本会の事業計画及び予算は、部長からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告及び決算は、部長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第29条 この規約の変更は、総会の議決を経て行う。

第8章 雑則

(情報の公開)

第30条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第31条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、運営委員会が別に定める。

(附則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年6月2日から施行する。

(附則)

この規約は、平成30年6月1日から施行する。

(附則)

この規約は、令和5年5月26日から施行する。